

千葉県職員向け重症心身障害理解促進研修業務委託仕様書

1 業務名称 千葉県職員向け重症心身障害理解促進研修業務

2 適用範囲

本仕様書は、当該業務委託の企画提案募集にあたり、業務の大要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものであり、最終的な業務委託仕様書は、受託候補者決定後、協議の上、千葉県（以下「県」という。）が作成する。

3 業務の目的

以下（１）～（３）の職員を育成するため、障害当事者の生の声を聴き、重症心身障害への理解を深める。

- （１）県民が抱えうる多様な困難を想像し、共感する力のある職員
- （２）窓口や制度設計において柔軟な視点と配慮ができる職員
- （３）重症心身障害者とのコミュニケーション等をとおして、職員が自身の人生を見つめ直すことで、意欲的に困難な課題に取り組み、誰もが個性と能力を発揮して活躍できる千葉県づくりを進めていく職員

4 履行場所

受託者にて手配した千葉市内の会場とする。

また、千葉県庁本庁舎（千葉市中央区市場町１－１）から公共交通機関を利用して参加しやすい場所とすること。

5 委託期間

契約締結日から令和９年２月２６日（金）まで

（６委託業務の内容（５）の実績報告書の提出を含む）

6 委託業務の内容

委託業務の内容は、次のとおりとし、本仕様書の内容以外に、３業務の目的を達成するために効果的なものがあれば、積極的に提案すること。（ただし、業務委託金上限額内で実行可能なものに限る。）

（１）受講者の募集に関すること

参加意欲を掻き立てるような開催案内等募集文面の作成補助

なお、受講者の募集及び申込受付、受講決定は県が行う。

（２）研修の実施に関すること

ア 実施回数・定員について

受講定員30名程度の研修を1回行う。

イ 実施場所について

研修会場は、千葉県庁本庁舎（千葉市中央区市場町1-1）から公共交通機関を利用して参加しやすい場所とすること。

ウ 実施日について

令和8年9月から11月の内、1日間

エ 実施形態について

原則、参集型とし、グループワークを含むものとする。

オ 研修講師について

講師は、重症心身障害者のほか、講義するテーマに精通している者とする。

グループワークでは、ファシリテーターを配置すること。

カ 当日運営について

- ・会場設営
- ・研修当日の受付・進行

キ 障害のある受講者等への合理的配慮に係る手配等

合理的配慮が必要な受講者がいた場合には、必要な配慮を行うこと。

ク 個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについては、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守すること。

(3) 研修の内容に関すること

「3 業務の目的」を達成できる内容とし、以下の内容を含み、2時間程度の研修とすること。

ア 重症心身障害の理解促進につながる講義

イ グループワークによる演習等

(4) 研修の評価に関すること

参加した受講者を対象にアンケート調査を行い、集計結果を研修終了後1か月以内に報告すること。

(5) 実績報告書の提出

業務が完了したときは遅滞なく、業務委託実績報告書を県に提出すること。

7 その他の留意事項

- (1) 受託者は、委託者と意見交換を行いながら、事業を企画・実施等行わなければならない。
- (2) 受託者は、本業務で取り扱うこととなる個人情報を管理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び千葉県

個人情報等取扱事務委託基準（平成5年9月21日制定）に従い、個人情報等取扱特記事項に定める措置を講じるなど、適正な措置を実施するものとする。

- (3) 受託者は、業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (4) 業務委託料の支払いは、すべての履行が完了し、委託者の完了検査に合格した後、受託者からの請求に基づき、一括で支払うものとする。
- (5) 契約書及び本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議のうえ、委託者の指示に従うものとする。
- (6) 原則として、本件委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先や再委託内容、委託理由を明記し、書面により千葉県の特約承諾を得た場合はこの限りではない。

個人情報等取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報等の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行う。

第2 事務従事者への周知及び監督

(事務従事者への監督)

- 1 乙は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(事務従事者への周知)

- 2 乙は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報等の保護に必要な事項を周知させるものとする。
 - (1) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせてはならないこと
 - (2) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報等を不当な目的に使用してはならないこと

第3 個人情報等の取扱い

(収集の制限)

- 1 乙は、この契約による事務を行うために個人情報等を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

(秘密の保持)

- 2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止等)

- 3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報等について、個人情報等の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じる。

(持ち出しの制限)

- 4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を甲が指定した場所で行い、個人情報等が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の制限)

5 乙は、甲の指示がある場合を除き、個人情報等をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

(複写又は複製の制限)

6 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された機器等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

第4 再委託の制限

乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

第5 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第6 情報システムを使用した処理

乙は、情報システムを使用してこの契約による事務を行う場合には、この特記事項のほか、最高情報セキュリティ責任者（総務部デジタル改革推進局デジタル推進課が所管する千葉県情報セキュリティ対策基準（平成14年3月15日制定）5（1）アに規定する職にある者をいう。）の定める「データ保護及び管理に関する特記仕様書」等を遵守する。

第7 機器等の返還等

乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された機器等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

第8 甲の調査、指示等

(調査、指示等)

1 甲は、乙がこの契約により行う個人情報等の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、甲は、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

(公表)

2 甲は、乙がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報等を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報等の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等の必要な事項を公表することがで

きる。

第9 契約の解除及び損害の賠償

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び乙に対して損害の賠償を請求することができる。

- (1) 乙又は乙の委託先（順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。）の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき
- (2) 乙がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき

注

- 1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。
- 2 委託に係る事務の実態に則して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略することとする（例：仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等及び匿名加工情報を取り扱う事務を委託しない場合には、「個人情報等」の「等」の記述を削除する）。